

北海道・冬の対策パッケージ

平成 3 0 年 1 1 月

北海道

北海道・冬の対策パッケージ

【目次】

1	基本的な考え方	
	「北海道・冬の対策パッケージ」の策定について	1
2	今冬の電力需給対策	
	(1) 国における今冬の電力需給対策	2
	(2) 北海道電力による今冬の電力需給対策	3
	(3) 道における今冬の電力需給対策	4
資料1	「みんなで暖まろう！」応援キャンペーンの実施について	5
資料2	北海道地域電力需給連絡会について	8

<万が一のために>：非常時の対応と備え

1	非常時の対応	i
	(1) 国による追加的な需給対策が行われる場合	
	(2) 需給がひっ迫する可能性がある場合	
	(3) 大規模な停電が発生した場合	
2	非常時への備え	viii
別紙	国による追加的な需給対策が行われる場合の各分野の節電の取組	x
資料	北海道節電・停電対策本部設置要綱	x v

別冊「大規模停電への備え」事例集

1 基本的な考え方

「北海道・冬の対策パッケージ」の策定について

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震に伴い、一時、北海道全域に及んだ停電により、道民の暮らしや産業活動は、重大な影響を受けた。

苫東厚真発電所等、地震の影響により停止していた発電所は全面復旧し、現在電力需給は安定しているが、冬の北海道においては、暖房や融雪等により冬季に電力需要のピークを迎え、一日を通じて高い需要が継続するなど、電力需給は夏以上に厳しい面がある。

冬場の北海道では、暖房を欠くことは生命の危険にもつながりかねず、停電は、道民生活や交通、産業活動に関わる重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、冬季については特に、需給対策に万全を期す必要がある。

一方、道内では、道民や企業の皆様が一丸となって、震災からの復興に取り組んでいるところであり、節電にもつながる消費の喚起を促すなど、道内経済の活性化に向けた動きにも配慮する必要がある。

このため、道としては、国からの電力需給対策を踏まえつつ、震災からの復興途上にあることにも留意しながら、「今冬の電力需給対策」を定めることとする。

また、今回の地震による大規模停電を教訓に、国による追加的な需給対策が行われた場合や、大規模な停電が発生した場合など、非常時の対応や備えについても、準備しておく必要がある。

道としては、これらを「北海道・冬の対策パッケージ」として取りまとめ、家庭や産業、交通、インフラなどそれぞれの分野で実施できることを広く、道民・企業の方々と共有し、北海道が一丸となって、この冬に向けた対策に取り組んでいくこととする。

2 今冬の電力需給対策

(1) 国における今冬の電力需給対策

国における今冬の電力需給対策は次のとおりである（平成30年11月8日資源エネルギー庁公表）。北海道エリアにおいては、北海道胆振東部地震以降、無理のない範囲での節電が要請されているところ、冬季においても引き続き節電要請（数値目標なし節電要請）が実施された。

[2018年度冬季の電力需給対策について]

2018年度冬季の電力需給対策について、総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会（以下「小委員会」という。）の議論を踏まえ、以下のとおりとする。

なお、2018年度冬季の電力需給の見通しについては、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）に設置された「平成30年北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に関する検証委員会」（以下「第三者検証委員会」という。）の検証結果を踏まえ、「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」において需給見通しの検証を行い、小委員会の場で検証結果の妥当性を確認している。

1. 全エリアを対象とした需給ひっ迫時への備え

大規模な電源脱落等により、万が一、電力需給がひっ迫する場合への備えとして、以下の対策を行う。

(ア) 省エネキャンペーン等の実施

産業界や一般消費者と一体となり、経済効果を高めることに繋がるような省エネキャンペーン等を実施する。

(イ) 広域機関による融通指示

エリア内の需給状況を改善する必要があると認められる時は、広域機関より他の一般送配電事業者に対し、速やかに融通を指示するなどの対応を求める。

(ウ) 需要面での取組の促進

電力会社に対して、ダイヤモンドリスpons等、需要面での取組の促進を図ることを求める。

(エ) 積極的な情報発信

電力会社の公開するでんき予報などを活用し、電力需給状況や予想電力需要についての情報発信を行うとともに、民間事業者等（インターネット事業者等）への情報提供を積極的に行う。

(オ) その他

(ア)～(エ)の対策にもかかわらず、電力需給のひっ迫が予想される場合には、「需給ひっ迫警報」を発出し、更なる節電の協力を要請する。また、厳寒による需要の急増や、発電所の計画外停止の状況等を不断に監視し、必要に応じて更なる追加的な需給対策を検討する。

これらの取組に加えて、第三者検証委員会の検証結果や電力レジリエンスワーキンググループの取りまとめを踏まえた電力システムのレジリエンス強化のための対策のうち、全エリアに適用できる取組は積極的に行うこととする。

2. 北海道エリアにおける電力需給対策

今冬の北海道においては、厳気象 H1 需要が生じた際にも電力の安定供給に最低限必要とされる予備率3%が確保され、更に大規模な計画外停止（▲154万kW）が生じた場合にも、北海道胆振東部地震発生後と同様に自家発の焚き増し等を行うことで、予備率3%以上の確保を図る事が

できる見通し。

他方で、北海道エリアは、①系統規模が小さく、他電力からの電力融通に制約があること、②厳冬のため万一の電力需給ひっ迫が国民の生命・安全に関わる可能性があること、③本年9月にブラックアウトを経験していることから、需給への対策に注意が必要なこと等を総合的に鑑み、対策に万全を期す必要がある。こうした観点から、北海道エリアにおいて以下の対策を実施する。

(1) 節電要請

北海道胆振東部地震以降、無理のない範囲での節電をお願いしているところ、冬季においても引き続き節電要請（数値目標なし節電要請）を実施する。

(2) 需給ひっ迫へのさらなる備え

冬季の北海道の特殊性を踏まえ、前項の取組に加え、緊急時の対策の準備を行うことなどを北海道電力に求めていく。

- (ア) 緊急時ネガワット入札等の仕組み、計画停電回避緊急調整プログラムの準備
- (イ) 大口自家発電等の活用
- (ウ) 試運転中の石狩湾新港発電所1号機の活用の前倒し
- (エ) 発電所等の計画外停止のリスクを最小限にするため、設備の保守・保全の強化

これらの取組に加えて、第三者検証委員会の検証結果や電力レジリエンスワーキンググループの取りまとめを踏まえた電力システムのレジリエンス強化のための対策のうち、北海道エリアに適用できる取組は積極的に行うこととする。

(2) 北海道電力における今冬の電力需給対策

北海道電力株式会社（以下「北電という。」）における今冬の電力需給対策は次のとおりである（平成30年11月8日公表）。

[北海道エリアにおける今冬の電力需給対策について]

- 発電設備や送変電設備の保守・点検の強化
- 「でんき予報」等による電力需給に関する情報発信
- 試運転中の石狩湾新港発電所1号機の試運転工程の前倒し、緊急時の供給力としての活用
- 緊急時ネガワット入札等の需要抑制に資する仕組みの整備の検討
- 計画停電回避緊急調整プログラムの準備等の検討 等

(3) 道における今冬の電力需給対策

北海道エリアにおいては、北海道胆振東部地震以降、国から、無理のない範囲での節電について要請されていたところ、冬季においても、引き続き節電要請（数値目標なし節電要請）が実施されることとなった。

道としては、国の電力需給対策を踏まえるとともに道の経済活動が地震からの復興途上にあることから、節電につながる消費の喚起を促すなど、さらなる経済の活性化に向けた取組を展開しながら、省エネルギーや地球温暖化対策などの取組とも連携し、無理のない範囲で次のとおり節電の取組を行っていく。

ア 道民への呼びかけ

(ア) 知事メッセージの発出

道民、各界各層に対し、消費活動をしながら節電にも結びつく取組を呼びかける「知事メッセージ」を発出。

(イ) 節電にもつながる消費行動への働きかけ（資料1）

広く道民に対し、節電につながる消費の喚起を促す取組として、「『みんなで暖まろう！』応援キャンペーン」を実施する。

(ウ) メディアを活用したPR

広報誌ほっかいどうなどの媒体や、ブログ・ツイッターを活用し、節電の呼びかけを行う。

(エ) 啓発資料の作成・配布

節電・省エネに関するリーフレットを作成し、関係機関・団体等と協力して事業所等に配布するとともに、新聞折込などを活用して各家庭に直接配布する。

(オ) 省エネルギーや地球温暖化対策との連携

「ほっかいどう・省エネ3Sキャンペーン 2018年冬の陣」により、省エネ行動の実践を呼びかける。

イ 関係機関との連携

(ア) 北海道地域電力需給連絡会の開催（資料2）

国とともに、北電や産業団体、医療・福祉団体などで構成する北海道地域電力需給連絡会を開催し、今冬の取組に関し、相互に情報提供するとともに、情報交換を行っていく。

(イ) 地域における連絡会の開催

各総合振興局・振興局主催による連絡会議を開催し、この冬の電力需給の見通しや取組について、地域への情報の浸透を図るとともに、地域の関係機関・団体等へ、それぞれの実情に応じた節電の取組について呼びかけを行う。

(ウ) 街頭啓発活動

北海道経済産業局、札幌市及び北電と連携し、家庭における節電意識を喚起するため、「街頭節電キャンペーン」を実施する。

ウ 道が自ら行う取組

執務室内の減灯や昼休みの消灯、OA機器の待機電力の削減、エレベーターの一部停止や、暖房時の室温管理等のウォームビズの取組など、来庁者や職員に負担とならない範囲で節電に取り組む。

資料 1

環エネ第 1 1 1 8 号
平成 3 0 年 1 1 月 1 6 日

北海道地域電力需給連絡会構成機関 各位

北海道経済部長 倉本 博史

「『みんなで暖まろう！』応援キャンペーン」の実施について

道内では、9月6日に発生した北海道胆振東部地震以降、国から無理のない範囲での節電のお願いが続いており、この冬も、引き続き数値目標のない節電要請が実施されることとなりました。

現在、道内では、震災からの復興に向け、道民や企業の皆様が一丸となって、「元気です北海道」を合い言葉に、復興に取り組んでいるところであり、これらの動きをさらに加速するため、消費活動を促進するとともに節電にも資する取組「『みんなで暖まろう！』応援キャンペーン」を事業者様の協力をいただきながら実施することといたしました。

道内経済の活性化を図りながら節電にもつながるこの取組について、ご賛同いただきたく次のとおりお願い申し上げます。

記

1 キャンペーン名

「みんなで暖まろう！」応援キャンペーン

2 ご検討いただきたいこと

別紙1の「節電につながる消費行動例」を参考に、御社として可能な取組があればご検討願いたいこと。

またその際に、別紙2の「PRロゴ集」掲載の画像素材を可能な限り活用いただきたいこと。

3 ご回答について

11月22日(木)午前中までにご回答いただいた場合には、平成30年度第3回北海道地域電力需給連絡会(11月26日開催、知事出席予定)において、賛同事業者一覧として配布させて頂く予定です。

なお、その後にご回答いただいた場合でも、道のウェブサイトで賛同事業者として広く周知させていただきます。

産業振興局環境・エネルギー室
エネルギーグループ

節電にもつながる消費行動例

冬季は厳しい寒さが続く北海道。北海道庁は、「みんなで暖まろう！」を応援します！

～ 外出で、「暖かくなる」

暖かい商業施設や飲食店等に出かけることで、社会全体でのエネルギー消費の削減につながるとともに、消費行動も促されます。

- ・商業施設や、美術館や図書館など公共施設で、みんなでゆっくり楽しみながら「暖かくなる」
- ・飲食店で、食べて飲んで、みんなでワイワイ「暖かくなる」
- ・銭湯やエステ、ホットヨガなどで、みんなでぼかぼか「暖かくなる」
- ・まとまった休みが取れたら、家族で旅行へ！温泉でのんびり「暖かくなる」
- ・仲間とスポーツを楽しんで。身体を動かして「暖かくなる」

～ 家庭で、「暖かくなる」

家族が別々の部屋で暖房を使ったり、ばらばらな時間に食事をしたりすると、その分エネルギーを多く消費してしまいます。みんなで集まってエネルギーをシェアすることが大切です。

- ・家族がひとつの部屋で団らんして、家族全員「暖かくなる」
- ・家族や仲間と鍋を囲んで、おいしくたのしく「暖かくなる」
- ・ご近所さんを招いて楽しくおしゃべり。話が弾んで気持ち「暖かくなる」

～ 食べて、選んで、「暖かくなる」

日常の消費行動の中で、省エネルギーにつながる行動を促すことで、消費意欲の活性化につながります。

- ・あたたかいコーヒーや、おでんに肉まん。身近な軽食で「暖かくなる」
- ・寒い朝こそ、カフェでモーニングを。パンとスープでほっこり「暖かくなる」
- ・冬は毎日だって鍋が食べたい。鍋で「暖かくなる」
- ・格好よくて、暖かい服。今年はいつもより暖かい服を選んで「暖かくなる」
- ・その暖房機器、いつから使っていますか？買い換えでもっと「暖かくなる」
- ・断熱シートや保温ジャーなど、あったかグッズをかしこく選んで「暖かくなる」
- ・家の新築・改築は、断熱性の高い素材や工法を選んで「暖かくなる」

～ こころが「暖かくなる」かもしれない活動

こころを暖めるような、特別な活動を通じて、エネルギーを使わずとも暖かさを感じることができるかもしれません。

- ・誕生日や記念日、覚えていますか？プレゼントを贈って相手のこころ「暖かくなる」
- ・欲しかったアレを買うなら今年こそ！念願の買物でこころ「暖かくなる」
- ・冬だからこそ。スキーや外遊び、冬キャンプなどでわくわく、こころ「暖かくなる」

その他にも、社会全体で消費電力の削減につながるような活動を応援します。

- ・電化製品は、省エネ性能の高いものへの買い換えを検討して。
- ・節電アイテム（多機能な延長コードやワットチェッカーなど）をかしこく選んで。
- ・在宅ワーカーはシェアオフィスの活用を。
- ・映画館やコンサート・劇場などへ出かけて、思いきり楽しんで。

PRロゴ集



【PRロゴ活用例】

- 節電効果の高い商品の販促チラシやカタログにPRロゴを活用
- 節電効果の高い商品の販売コーナーを設置した際、コーナー幟にPRロゴを活用
- 賛同事業者が自社のホームページにおいて、PRロゴをデザインとして活用 など



北海道
新エネ・省エネ
キャラクターユニット
エネーズ

北海道の新エネ・省エネのPRのために結成された、エネルギーを大切に使うやさしい心の男子「セーブくん」、電気スイッチやコンセントをこまめにOFFにする、少しお節介な女の子「こまめさん」、新エネルギーで世界が明るくなればよいなどと思っている少年「ネオンくん」の三人からなるキャラクターユニット。

「エネーズ」キャラクター使用に関することは、北海道経済部環境・エネルギー室のHPをご確認ください。
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene/kyarasiyou.htm>)

資料 2

北海道地域電力需給連絡会について

1. 設置目的

北海道経済産業局及び北海道は、北海道内において電力不足が懸念されることから、節電対策を関係機関との連携により推進するため、「北海道地域電力需給連絡会」を設置する。

2. 主な活動

- (1) 北海道内の電力需給見通しを情報共有し、節電対策を行う。
- (2) 電力需給逼迫時の連絡体制を構築し、緊急時の節電対応を行う。
- (3) 効果的な節電方策について意見交換する。

3. 構成機関（25機関）

北海道経済連合会	(一社) 北海道消費者協会
(一社) 北海道商工会議所連合会	北海道農業協同組合中央会
北海道商工会連合会	北海道漁業協同組合連合会
北海道中小企業団体中央会	北海道森林組合連合会
北海道商店街振興組合連合会	(一社) 北海道建設業協会
(一社) 北海道中小企業家同友会	(一社) 北海道信用金庫協会
(一社) 北海道機械工業会	(一社) 北海道信用組合協会
北海道百貨店協会	(一社) 北海道医師会
北海道スーパーマーケット協会	(社福) 北海道社会福祉協議会
日本チェーンストア協会北海道支部	北海道石油業協同組合連合会
(一社) 日本フランチャイズチェーン協会CVS部会	北海道電力(株)
(公社) 北海道観光振興機構	

[主催]

北海道経済産業局
北海道

[オブザーバー]（23機関）

北海道財務局	北海道市長会
北海道厚生局	北海道町村会
北海道農政事務所	日本労働組合総連合会北海道連合会
北海道森林管理局	(一社) 北海道町内会連合会
北海道漁業調整事務所	(公社) 北海道マンション管理組合連合会
北海道運輸局	(株) 日本政策投資銀行北海道支店
北海道開発局	札幌方面遊技事業協同組合
北海道地方環境事務所	北海道ホテル旅館生活衛生同業組合
陸上自衛隊北部方面総監部	日本ホテル協会北海道支部
札幌市	日本旅館協会北海道支部連合会
北海道教育委員会	全日本シティホテル連盟北海道支部
北海道警察本部	

＜万が一のために＞：非常時の対応と備え

【目次】

1	非常時の対応	i
	(1) 国による追加的な需給対策が行われる場合		
	(2) 需給がひっ迫する可能性がある場合		
	(3) 大規模な停電が発生した場合		
2	非常時への備え	viii
別紙	国による追加的な需給対策が行われる場合の各分野の節電の取組		x
資料	北海道節電・停電対策本部設置要綱	x v
別冊「大規模停電への備え」事例集			

1 非常時の対応

(1) 国による追加的な需給対策が行われる場合

国は、厳寒による需要の急増や、発電所の計画外停止の状況等を不断に監視し、必要に応じて、更なる追加的な需給対策を検討するとしている。

想定した以上の規模の発電所の計画外停止が発生するなどして、厳しい電力需給状況が予想され、数値目標付きの節電要請等、追加的な需給対策が実施される場合には、次のとおり、各分野における節電の取組を促進するとともに、道として更なる節電の取組を行っていく。

ア 各分野における節電のより一層の促進

追加的な需給対策が行われる状況となった場合には、北海道地域電力需給連絡会及び道の各部や振興局を通じて、更なる節電の呼びかけを行い、各分野においてより一層の節電の促進を図る。

別紙「国による追加的な需給対策が行われる場合の各分野の節電の取組」により実施。(x ~ xiv)

イ 道が自ら行う徹底した節電の取組

道自らも次のような徹底した節電の取組を実施する。

- ・執務室、廊下・エレベーターホールの不要な照明の消灯（必要最低限の点灯）
- ・空調設備及び給湯設備の稼働調整
- ・エレベーターの稼働台数の半減、エスカレーターの停止
- ・電気製品の原則使用禁止
- ・OA機器の省電力設定、不使用時の電源プラグの抜去

(2) 需給がひっ迫する可能性がある場合

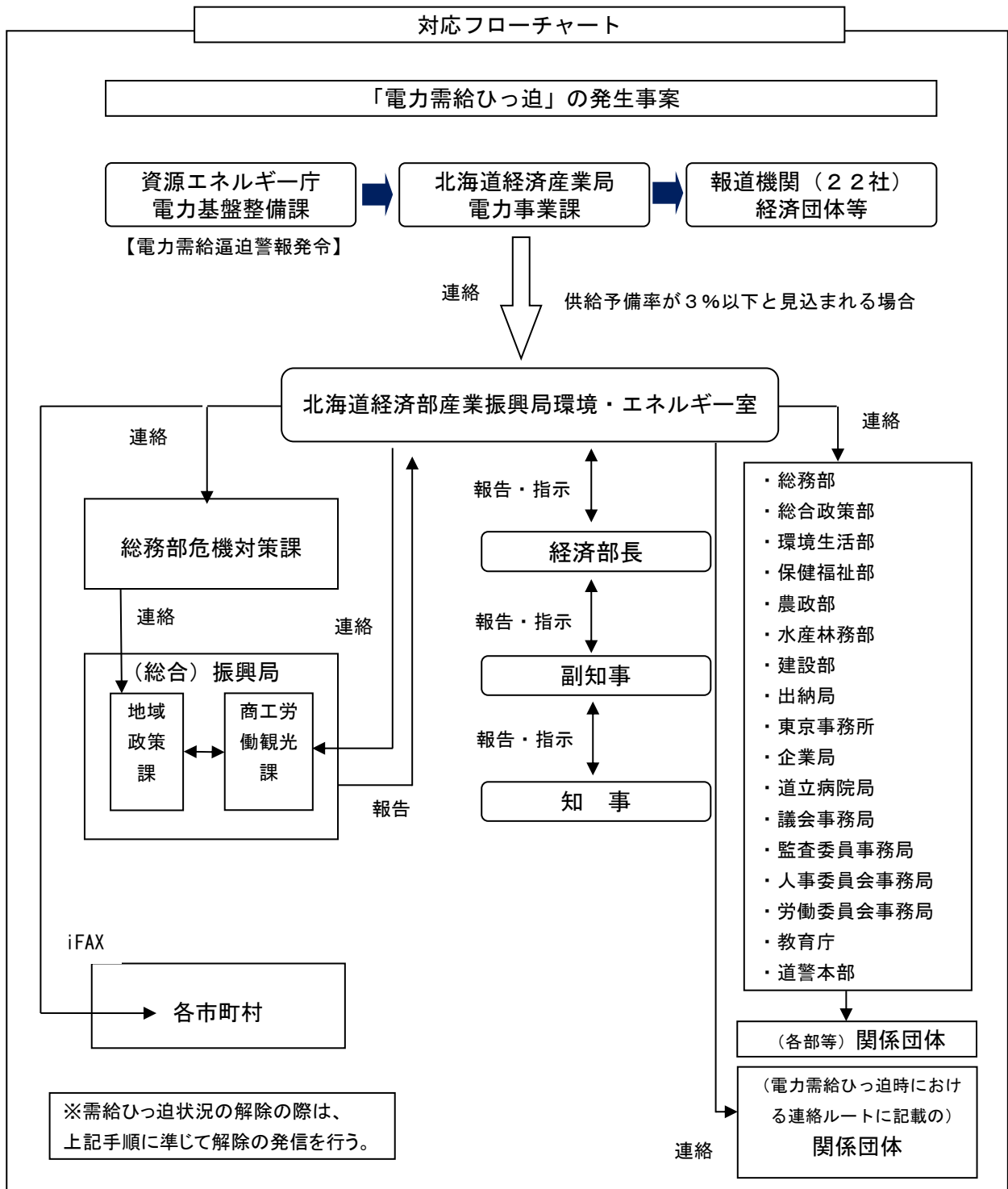
ア 供給予備率が3%以下と見込まれる場合

供給予備率が3%以下と見込まれる場合、国から発せられる「電力需給ひっ迫警報」を踏まえて、道としても最大限の節電対応を実施するとともに、別に定める「電力需給ひっ迫時における連絡ルート」を活用し、次により、市町村・関係団体への通知などを行う（次頁「対応フローチャート」参照）。

○ 市町村等への周知・連絡及び住民等への更なる節電対応

以下のとおり周知を図るとともに、上記（1）アによる節電の取組の徹底を要請する。

- ・市町村にはインターネットFAXサービス（iFAX）、その他の関係団体等にはメール等により、速やかに情報発信。
- ・市町村の協力を得て、地域の住民や団体などに、更なる節電の呼びかけを実施。
- ・「北海道節電・停電対策本部」を通じ、速やかに各部や振興局へ伝達。各部は予めリスト化した関係機関・団体へ周知。
- ・北海道経済産業局と連携し、ホームページなどを通じて広く情報提供。



イ 「計画停電回避緊急調整プログラム」が発動される場合

「計画停電回避緊急調整プログラム」が発動され、大規模停電の発生など不測の事態が予想される場合は、北海道節電・停電対策本部を開催し、速やかに庁内における情報共有体制を構築するとともに、関係機関と連携し必要に応じて応急的な体制整備を図る。

○ 応急的な体制整備

- ・ 庁内の各部等は、停電時に備えた連絡先リストを作成し、その内容を確認する。

〔各連絡先は、停電時でも連絡可能な電話番号を登録したもの
輻輳時に備え、可能な限り災害時優先指定電話を登録したもの〕

- ・ 道及び市町村において、停電時における庁舎機能や通信機能について事前に確認するなど、いつでも災害対策本部が機能するよう準備

＜確認が必要な災害対策本部機能の例＞

(a) 庁舎機能

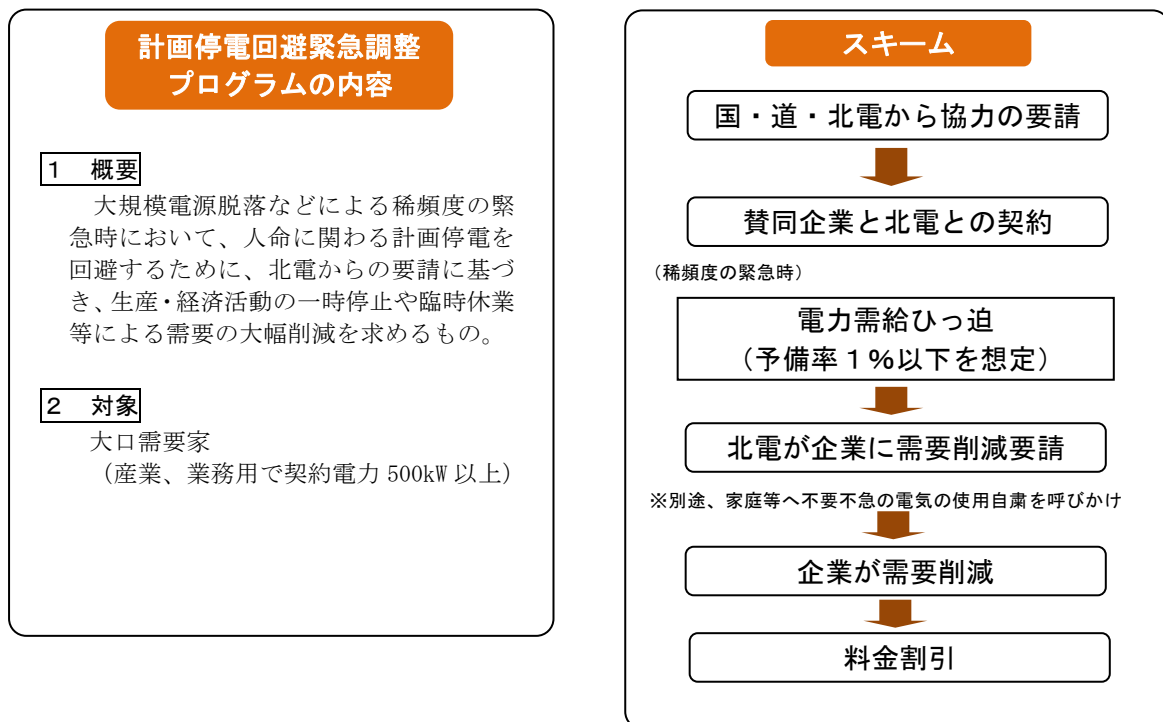
- ・ 非常用電源設備の確認
発電機やバッテリーなどの稼働範囲、稼働時間、燃料の補充体制について確認
- ・ 暖房設備の稼働確認と、機能しない場合の代替方法の確保

(b) 通信機能

- ・ 道（振興局）と市町村を結ぶ道防災通信設備（内線電話、IP 電話）の通信確認
- ・ 携帯電話、衛星携帯電話の所有・登録状況を確認
- ・ 停電時に利用可能な一般電話回線の確認
（交換機用の非常用電源の有無、交換機を経由しない電話回線の有無）
- ・ 市町村においては、市町村防災行政無線、緊急速報メールなどの住民広報システムの作動確認

※ 「計画停電回避緊急調整プログラム」

事業者主体による需給調整契約を活用してもひっ迫が予想される場合に、国・道・事業者が一丸となって大口需要家に対し需要要請を依頼する契約



(3) 大規模な停電が発生した場合

自然災害や事件・事故により大規模停電が発生したときは、次のとおり対応する。

ア 連絡体制

事故・事件のときは「危機管理（個別）マニュアル「大規模停電事態」に基づき、また、自然災害（地震・台風など）のときは北海道地域防災計画に基づき対応する。（流れは「大規模停電事態 初動対応フローチャート」を参照）

※危機管理（個別）マニュアル「大規模停電事態」適用の判断基準

①停電規模

ア 道内で7,000kW以上の停電

イ 市町村の概ね2分の1以上の世帯で停電

②社会的に影響度の大きい案件

イ 停電情報の伝達

北電は、道に対し、一定規模の停電等が発生した場合は第1報を覚知後直ちに報告する。現行の緊急電話に加え、管理職によるホットラインを新設し、災害時の緊急連絡を図る。北電は、停電の予定、停電の状況、復旧の見込みなどについて、当該市町村、道及び地域防災関係機関に情報を伝達する。

また、住民等への広報については、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関及びインターネットホームページやSNSを通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

- ・ ホームページ プレスリリース <http://www.hepco.co.jp/>
- ・ 停電情報サービス <http://teiden-info.hepco.co.jp/>
- ・ 停電情報サービス（モバイルサイト） <http://www.hepco.co.jp/m/>
- ・ 北海道電力公式Twitterアカウント
- ・ 北海道電力公式Facebookページ
- ・ 広報車
- ・ 報道機関（ラジオ、テレビ、新聞）

市町村は、北電からの協力依頼により、必要に応じ、広報車、防災行政無線などにより停電情報の周知を支援する。

道は、ホームページなど自らの広報媒体を通じ広く道民に情報発信する。

ウ 応急対策

防災関係機関は、事前に停電に関する情報提供を受けた場合、停電に備えた配備体制をとるとともに、停電による被害の発生を防ぐため、次のような応急対策に取り組む。

(ア) 情報連絡体制の確保

停電で通信手段が脆弱となっている市町村に対しては、道や関係機関は、必要に応じて連絡員を派遣するなど連絡体制を確保する。

(イ) 交通安全・道路通行の確保

a 信号機停止時の対策

北海道警察は、配置交差点を特定した交通整理員による交通整理を行う。また、必要に応じて通行の禁止・規制措置を行う。

b ロードヒーティング停止による路面凍結対策

道路管理者は、道路パトロールの強化、凍結防止剤の散布により通行の確保を行

う。また、必要に応じて通行の規制措置を行う。

c 除雪対策

道路管理者は、停電時においても除雪作業を行う。

d 道路情報の共有

道路管理者は、除雪に関する連絡調整会議等を活用するなど、停電時における道路情報を共有し道路通行の確保を図る。

(ウ) 地域住民の安全確保

a 医療・福祉対策

道は、医療機関、福祉施設における患者、入所者等の対応状況の確認、また、在宅での人工呼吸器等の医療機器使用者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施する。

b 住民避難対策

市町村は、長期にわたり停電が予想される場合には、次のような住民避難対策を実施する。

- ・ 住民が一時待避、避難できる電源、暖房、毛布、食料などを整えた施設の開設、また、食料や燃料の補充体制の確保
- ・ 防災行政無線、広報車、緊急速報メール、コミュニティFM等による住民への避難施設情報等の周知
(広報車を使用する際は、低速での走行や複数回実施するなど情報を確実に伝えること)
- ・ 町内会、民生委員、社会福祉協議会、消防団などの協力も得ながら、高齢者、障がい者など災害時に特に配慮を要する者を含む在宅者に対する声かけ
- ・ 避難者の健康管理に配慮した保健師などによる巡回

道は、市町村から応援要請があった場合、備蓄資機材の貸与、民間資機材の調達、広域応援の調整、自衛隊の災害派遣要請などを行うとともに、災害救助法の適用を検討する。

c 消防・救急・救助対策

消防機関は、次のような消防・救急活動を行う。

- ・ 消防車等を活用した警戒パトロール
- ・ 火災発生に対する迅速な消火活動、停電地区での通電火災の注意喚起
- ・ エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助
- ・ 医療機関との連携による円滑な救急搬送
- ・ 消火栓の使用不能に関する水道事業者との連絡体制の確保

道は、市町村から応援要請があった場合、消防本部間の相互応援のための調整、道消防防災ヘリコプターの活用や自衛隊等の協力を得て支援を行う。

d 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行う。

(エ) 緊急的な電力供給

北電と道や市町村は優先度を協議のうえ、北電は、防災関係機関、医療機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行う。

(オ) その他ライフラインの確保

a 給水対策

市町村（水道事業者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行う。

また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部等に対し応援を要請する。

b 燃料対策

市町村は道と連携して、燃料供給が可能なガソリンスタンド等を確認し、住民等からの要請に対し情報提供を行う。

併せて、道は、民間との防災協定の活用による燃料供給確保対策を実施する。

(カ) 自衛隊の災害派遣要請

市町村は、事前に道及び自衛隊に情報を提供し、公共性、緊急性、非代替性の考え方にに基づき、速やかに道に要請を依頼する。

公共性	： 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること
緊急性	： 差し迫った必要性があること
非代替性	： 他に適切な手段がないこと

道は、事前に自衛隊と情報を共有し、市町村から要請依頼を受け必要と認めた場合は、速やかに災害派遣を要請する。

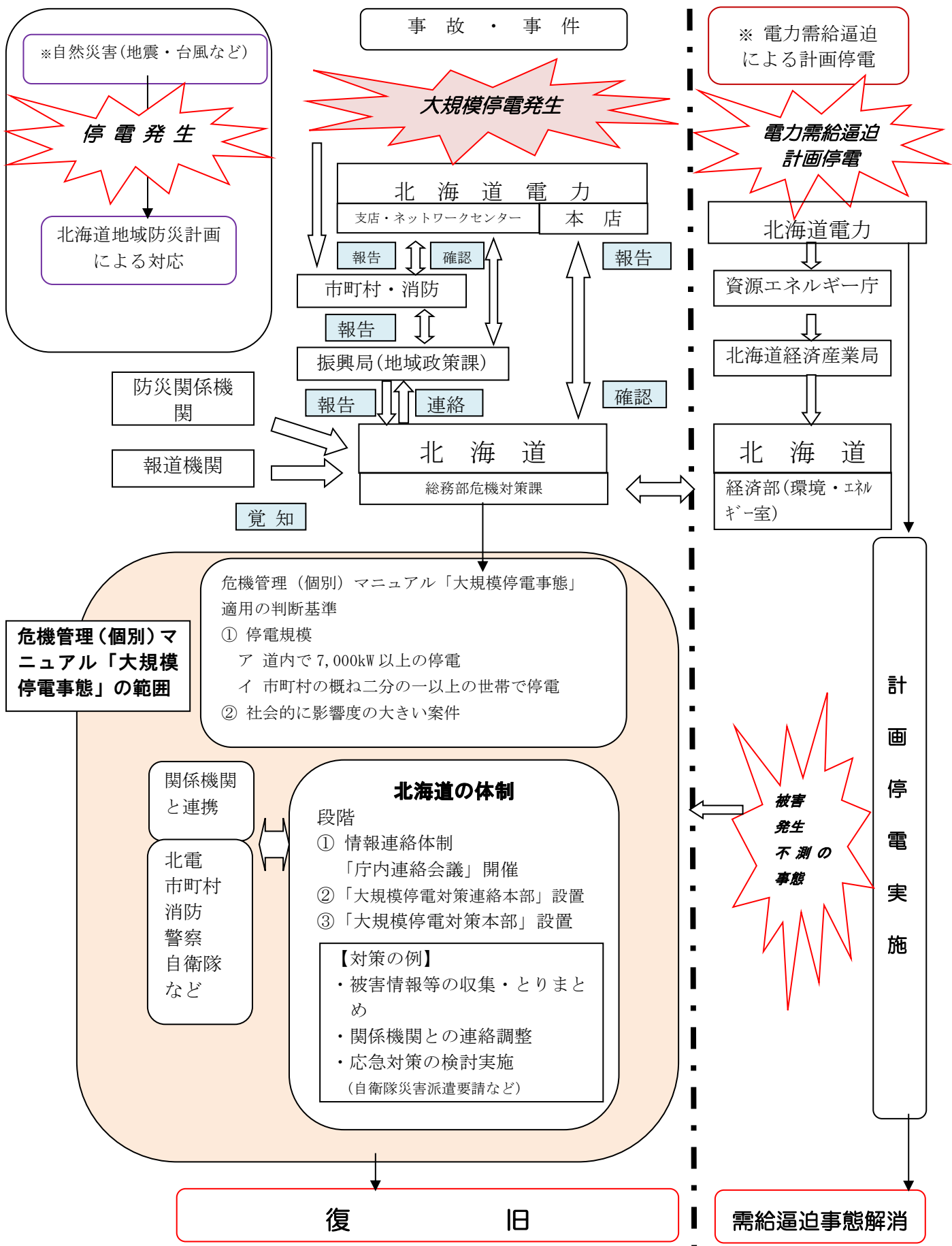
自衛隊は、市町村、道との連絡調整を行い、必要に応じて市町村に連絡要員を派遣する。

【自衛隊の災害派遣活動】

- ・ 停電時における避難所への支援活動
(ストーブ、電源コード、発電機、毛布の貸与)
- ・ その他想定される支援活動の例
 - 道路の緊急除雪支援
 - 人命にかかわる事態の救助活動
 - 雪上車、ヘリコプターによる避難の援助
 - 人員などの緊急輸送活動 など

大規模停電事態 初動対応フローチャート

※ 要因別切り分け



2 非常時への備え

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震による大規模停電の教訓を踏まえ、非常時に向けた備えや対応ができるよう、生活や産業など関係団体や個別企業、行政機関等へのヒアリング調査を行い、停電時に懸念される事象、今後の備えの例を取りまとめる。

区分		懸念される事象	今後の備えの例
生活系分野	家庭	○エレベータや給水設備、オートロックシステム、インターホンの停止など	<ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅における住民の緊急連絡先の整備 ・自家発電機の設置、燃料残量の定期的な確認（一酸化炭素中毒のおそれがあるため、自家発電機や暖房器具を屋内で使用する場合は、十分な換気を行うこと） ・住宅用太陽光発電設備やコージェネレーションシステム等の設置 ・蓄電池・EV等の蓄電機能の整備
	医療・福祉	○医療機関や福祉施設における設備や機器等の停止（電子カルテシステムや人工呼吸器など診察・治療に必要な機器、給水設備、調理機器、照明設備、消防設備、エレベーターなど）	<ul style="list-style-type: none"> ・乾電池で稼働するランタン及び予備電池の備蓄 ・非常食、紙皿等の備蓄 ・事業継続計画（BCP）、緊急時の対応マニュアル等の整備、見直し ・自家発電機の設置、燃料残量の定期的な確認 ・コージェネレーションシステムの設置
	教育	○学校照明、冷暖房設備、給食設備、トイレの排水、教育用機材等の設備停止や通信手段の遮断による保護者への連絡不通など	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業、休園の場合の連絡方法の整理と事前周知 ・登校、登園した児童・生徒への対応方法の整理 ・定期的な訓練の実施
産業系分野	農業	○酪農・畜産における設備や機器等の停止（搾乳機、生乳冷却用バルククーラー、家畜や家きん用の給水ポンプ、温度管理用の換気用ファン、飼料の自動搬送機など）	<ul style="list-style-type: none"> ・自家発電機の設置、燃料残量の定期的な確認 ・配電盤の整備
	林業・木材産業	○木材加工製品の生産停止など	<ul style="list-style-type: none"> ・ランタン、懐中電灯及び予備電池などの備蓄品の確保 ・自家発電機の設置、燃料残量の定期的な確認
	水産	○冷凍・冷蔵施設及び貯氷施設の停止に伴う製品、原料の廃棄や海水取水施設の停止に伴う育成種苗のへい死など	<ul style="list-style-type: none"> ・自家発電機の設置、燃料残量の定期的な確認 ・自家発電機の発電容量の増加
	製造業	○事務所機能、生産設備や機器の停止など ○食品加工業における原料の受入・保管・製品製造・出荷のサプライチェーンの停止、空気清浄機や排水処理システムの停止など	<ul style="list-style-type: none"> ・自家発電機の燃料残量の定期的な確認 ・衛星電話などの導入も含めた通信機能の強化 ・非常時の燃料供給ルートの確保 ・簡易発電機の配置 ・自家発電機の設置や発電能力の増強
	商業	○冷凍・冷蔵庫や会計レジ、店内調理器具、ホストコンピュータの停止など	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画（BCP）、緊急時の対応マニュアル等の整備、見直し ・簡易発電装置の設置 ・自家発電機や太陽光発電設備の設置

区 分		懸念される事象	今後の備えの例
産 業 系 分 野	観 光	○フロント業務への支障、客室を含む館内照明・空調、食材を保管する冷凍・貯蔵庫、トイレ・大浴場等への給水ポンプの停止など	<ul style="list-style-type: none"> ・非常食、飲料水などの備蓄品の確保 ・事業継続計画（BCP）、緊急時の対応マニュアル等の整備、見直し ・定期的な訓練の実施 ・自家発電機や太陽光発電設備（蓄電池の併設を含む）の設置
	金 融 サービス	○業務システム、ATM、店内照明の停止など	<ul style="list-style-type: none"> ・ランタン、懐中電灯及び予備電池などの備蓄 ・衛星電話などの導入も含めた通信機能の強化 ・事業継続計画（BCP）、緊急時の対応マニュアル等の整備、見直し ・自家発電機の設置、燃料残量の定期的な確認
交 通 ・ イ ン フ ラ 系 分 野	交 通	<ul style="list-style-type: none"> ○鉄道事業における踏切設備、駅舎などの照明、券売機などの設備、事務機器の停止など ○乗合バス事業における信号機の滅灯に伴う運行停止など ○空港施設における搭乗受付システム、保安検査場、ビル設備（自動ドア、照明、電話等）の停止など ○フェリー乗船者や車両の乗降に使用する連絡橋、ターミナル施設（自動ドア、照明、電話等）の停止など 	<ul style="list-style-type: none"> ・停電に備えた簡易照明（懐中電灯、ランタン）の確保 ・非常時に備えた訓練の実施 ・事業継続計画（BCP）、緊急時の対応マニュアル等の整備、見直し ・簡易発電機の発電能力の増強 ・自家発電機の燃料調達に係る災害協定の締結
	上下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○取水ポンプ、送水ポンプの停止など ○下水処理場の処理機能停止や下水を汲み上げるポンプの停止など 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時に備えた訓練の実施 ・自家発電機の設置、燃料残量の定期的な確認 ・事業継続計画（BCP）、緊急時の対応マニュアル等の整備、見直し
	エネルギー	○サービスステーションにおける、給油サービス設備、通信機能の停止など	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時に備えた訓練の実施 ・自家発電機の設置、地下タンクの容量の増量
	通信・放送	<ul style="list-style-type: none"> ○基地局等の設備の設備の停止、営業店舗の休止など ○放送機能、取材機能の停止など 	<ul style="list-style-type: none"> ・基地局バッテリーの早期交換 ・基地局バッテリー蓄電量の増強 ・自家発電機の設置、燃料残量の定期的な確認 ・非常時の燃料供給契約の締結（締結済の場合は、連絡系統の再確認）
	廃棄物処理	○廃棄物処理施設の停止など	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画（BCP）、緊急時の対応マニュアル等の整備、見直し ・非常時に備えた訓練の実施 ・自家発電機の設置、燃料残量の定期的な確認
	災害・危機 対応 (市町村)	○災害対応業務に必要なOA機器、通信機器、道防災行政ネットワークシステムの停止など	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料残量の定期的な確認 ・無線機などの導入も含めた通信機能の確保 ・事業継続計画（BCP）、緊急時の対応マニュアル等の整備、見直し ・非常時の燃料供給協定の締結（締結済の場合は、連絡系統の再確認） ・災害時に対応すべき業務範囲に応じた自家発電機の設置及び増強、燃料備蓄量の増強

国による追加的な需給対策が行われる場合の各分野の節電の取組

厳しい電力需給状況が予想される等、国による追加的な需給対策が行われる場合には、道は、北海道地域電力需給連絡会及び道の各部や振興局を通じて、更なる節電の呼びかけを行うこととしている。

効果的な節電の取組の実施にあたっては、生活、産業、交通・インフラなど、多様な立場に置かれた道民や事業者がそれぞれの事情に応じた取組を実施することが重要であり、道は、次のような各分野における取組を例示しながら、節電の呼びかけを行う。

1 生活系

(1) 家庭

不要な照明の消灯、省エネ家電への買い替え、家電製品の使用方法の見直しなど、各家庭の実情に応じた節電が促進されるよう、様々なチャネルを活用した、きめ細やかな呼びかけを行う。

【取組例】

- 照明 不要な照明の消灯徹底
- 家電製品 より省エネ効果の高い製品への買い換え、家電製品の使い方等の工夫
 - ・テレビ ～ 視聴時間短縮、照度調節、電源を切る
 - ・冷蔵庫 ～ 設置場所の見直し（壁や暖房機器との距離）、扉の開閉回数削減、扉の開放時間の短縮、ものを詰め込みすぎない、設定温度調節
 - ・洗濯機 ～ 洗濯回数の削減（まとめて洗う）
 - ・電気炊飯器 ～ 保温をしない（残った分は冷凍庫で保管）
 - ・掃除機 ～ 使用回数・時間の削減、弱での使用、集塵パックの取り替え
 - ・パソコン ～ 使用時間の短縮、照度の調節、電源を切る
 - ・ドライヤー ～ 使用時間の短縮（よくタオルドライしてから）
 - ・アイロン ～ 使用時間短縮（つけっぱなしにしない）
 - ・電気便座 ～ フタを閉める、設定温度調節

(2) 医療・福祉分野

医療機関や社会福祉施設については、事務・管理部門等において、外来診療、入院・入所者の医療・療養上の機能維持に支障のない範囲での節電の取組、また、高齢者や障がいのある方々、在宅医療を受けている方々などについては、それぞれの事情のもと、無理のない範囲での節電の取組を呼びかける。

【取組例】

- ・照明器具をLEDなどの省エネタイプに交換
- ・使用しないエリアの消灯の徹底、間引き照明の実施
- ・使用していないエリアの空調停止
- ・職員はエレベーターを極力使用しない
- ・PC等の不用・不急なものの使用を中止
- ・古い機器の入れ替えによる電力効率化を実施
- ・設備：デマンド管理システム、ガスコージェネレーションの導入 など

(3) 教育分野

北海道教育委員会本庁、各教育局、道立学校等において節電対策に取り組むとともに、各市町村教育委員会及び私立学校設置者に適切な取組を働きかける。

なお、取組にあたっては、校長会等、教育関係団体との連携を図る。

【取組例】

- ・使用していない電気設備の電源オフの徹底
- ・教育活動に支障のない範囲での消灯を徹底
- ・職員会議やホームルームで節電への取組を周知
- ・冷蔵庫・冷凍庫（学校給食設備を除く。）の節電

(4) 警察分野

北海道警察本部の本部庁舎や各方面本部、警察署庁舎において節電対策に取り組む。

【取組例】

- ・ 使用しないエリアや時間帯の消灯の徹底、間引き照明の実施
- ・ O A 機器等の待機電力の削減等や省電力機能の活用
- ・ 室温を 20℃ に設定、空調運転出力の抑制
- ・ エレベーターの時間帯による間引き運行
- ・ 給湯設備の制御
- ・ 敷地内は人による除雪を励行し、ロードヒーティングによる融雪を制限
- ・ 暖房用温水ポンプの稼働台数を制限
- ・ 冷蔵庫の温度設定見直し、電気ポット等の最低限の使用、退庁時プラグを抜くなど徹底
- ・ 職員に対し、家庭など職場外における節電を励行するよう指示

2 産業系

(1) 農業分野

ア 酪農・畜産

振興局や J A などの関係団体を通じ、生産農家へ節電の取組の呼びかけを行う。

【取組例】

- ・ 施設内の照明器具を L E D などの省エネタイプに交換
- ・ 稼働させる機器の時間帯を分散させ電力使用を抑制
- ・ 電気を使用する農業用機器を定期的に清掃し、運転効率を高める
- ・ 換気施設等は、可能であればインバーター制御や送風効率の高いものに変更 など

イ 園芸、集出荷施設

振興局や J A などの関係団体を通じ、生産農家へ節電の取組の呼びかけを行う。

集出荷施設については、電気使用量を必要最小限とし節電に努める。

【取組例】

- ・ 照明器具を L E D などの省エネタイプに交換
- ・ 長時間使用しない農業機器等の電源オフ
- ・ 電気を使用する農業用機器を定期的に清掃し、運転効率を高める
- ・ 換気施設等は、可能であればインバーター制御や、送風効率の高いものに変更

ウ 農地防災ダム

農地防災ダムの施設内、施設外を含め必要最小限の点灯など、ダムの水象等の監視業務とは直接関係しない電気使用量を必要最小限とし節電に努める。

また、同様の取組について、市町村に対しても呼びかけを実施する。

エ 農業集落排水施設

農業集落排水施設管理者に、汚水処理施設内外の照明について必要最小限の点灯や換気装置の間欠運転など汚水処理に影響のない範囲での節電の取組を呼びかける。

(2) 林業・木材産業分野

振興局や関係団体を通じ、木材加工業者等に道産木材・木製品等の安定供給に影響が生じない範囲での節電の取組を呼びかける。

【取組例】

- ・ 事務室、工場、倉庫などの照明器具を L E D などの省エネタイプに交換
- ・ 事務室、工場、倉庫などにおける使用していない電気設備の電源オフの徹底
- ・ 事務室の空調設備、照明、O A 機器における省電力モードの設定
- ・ 電気機器類の定期的なメンテナンスの実施による運転効率の向上

- ・木材加工施設の生産ラインについては、稼働ロスを少なくし、より効率的に製品の生産が出来るよう生産ラインの点検を行う など

(3) 水産分野

振興局や関係団体を通じ、漁業協同組合や水産加工業者等に道産水産物・水産加工品などの食品の品質維持、安全・安心の確保に影響が生じない範囲での節電の取組を呼びかける。

【取組例】

- ・事務室、工場、倉庫などにおける使用していない電気設備の電源オフの徹底
- ・事務室、工場、倉庫などの照明器具をLEDなどの省エネタイプに交換
- ・事務室の空調設備、照明、OA機器における省電力モードの設定
- ・電気機器類の定期的なメンテナンスの実施による運転効率の向上
- ・冷凍庫内の在庫管理をしっかりと行うとともに、温度設定に当たっては、外気温等も考慮しながら、過度な低温とならないよう温度管理を行う など

(4) 製造業分野

振興局や関係団体を通じ、企業等に節電の取組を呼びかける。

【取組例】

- ・照明器具をLEDなどの省エネタイプに交換
- ・不要または待機状態にある電機設備の電源オフ（帰宅時に完全停止）
- ・エネルギー監視システム等の導入
- ・コンプレッサー圧力の見直し
- ・高効率冷凍機・コンプレッサー等の導入
- ・使用していないエリアの消灯、蛍光灯の間引き
- ・冷蔵庫・エアコン等の設定温度の調整
- ・天井・壁・窓等の断熱対策 など

(5) 商業分野

振興局や関係団体を通じ、事業者等に節電の取組を呼びかける。

【取組例】

- ・照明器具をLEDなどの省エネタイプに交換
- ・OA機器等の待機電力の削減等や省電力機能の活用
- ・不要な電気のこまめな消灯
- ・店内基本照明、演出照明等の間引き
- ・店外照明（広告塔など）の消灯、間引き
- ・事務室等の空調設定温度見直しや照明の削減
- ・冷凍、冷蔵ショーケースの一部消灯
- ・エスカレーター、エレベーターの一部運行停止
- ・冷蔵庫の開け閉め回数の抑制、冷凍・冷蔵設備等の設定の細かな見直しや清掃・メンテナンスの徹底 など

(6) 観光分野

ア 宿泊業

振興局や関係団体を通じ、関連事業者等に節電の取組を呼びかける。

【取組例】

- ・照明器具をLEDなどの省エネタイプに交換
- ・客室以外の減灯
- ・エレベーター運転台数の削減 など

イ スキー場

振興局や関係団体等を通じ、関連事業者等に節電の取組を呼びかける。

【取組例】

- ・休憩所など周辺施設の節電

- ・予備電源等の活用
- ・スキー客等の状況に応じたナイター営業の時間、リフト運転本数の見直し など

ウ 観光イベント

振興局や関係団体を通じ、関連事業者に節電の取組を呼びかける。

【取組例】

- ・照明器具をLEDなどの省エネタイプに交換
- ・予備電源による開催
- ・イベント内容、規模等に応じて可能な限りの節電 など

(7) 金融サービス分野

振興局や関係団体を通じ、金融機関に節電の取組を呼びかける。

【取組例】

- ・OA機器等の待機電力の削減等や省電力機能の活用
- ・執務室照明の減灯
- ・ロビー照明の15時以降消灯
- ・ウォームビズと室温設定の調節 など

3 交通・インフラ系

(1) 道路

ア 道路照明

これまで実施した部分照明などを継続して実施するとともに、休憩施設などの暖房や照明などについても利便性に配慮しながら可能な範囲で対応する。

イ ロードヒーティング

これまで勾配の緩やかな箇所などの休止を進めてきており、さらなる休止については、道路交通の安全の確保を第一に考えながら可能な範囲で対応する。

(2) 消防

各消防本部に節電の取組を呼びかける。

【取組例】

- ・OA機器等の待機電力の削減等や省電力機能の活用
- ・執務室照明の減灯
- ・その他電気製品（家電製品）の使用抑制 など

(3) 地域交通

ア バス

関連事業者に節電の取組を呼びかける。

【取組例】

- ・照明器具をLEDなどの省エネタイプに交換
- ・営業所、作業スペース等での照明の減灯
- ・事務所休憩時間の消灯
- ・ノー残業デーの実施
- ・ウォームビズの実施 など

イ 鉄道

事業者等に、鉄道運行の維持に支障が生じない範囲での節電の取組を呼びかける。

【取組例】

- ・コンコース等照明の減灯
- ・電車内の照明の減灯
- ・オフィスや事業所等での照明の減灯 など

(4) 空港

各施設管理者に、旅客輸送に支障のない範囲での庁舎等の照明の間引き、電気機器等の節電などの取組を呼びかける。

(5) 河川

河川管理施設は通常無人であることを考慮し、機器の動作に影響を及ぼさない範囲で暖房温度の低減を図るなど、管理施設の節電に努める。

(6) 港湾

各管理者や運航事業者などに、業務に支障のない範囲での施設等の照明の間引きや、電気機器等の節電などの取組を呼びかける。

(7) 上水道

水道事業者及び水道用水供給事業者に、水道水の供給に影響のない範囲での設備や空調等の運転調整などの取組を呼びかける。

(8) 下水道

下水道管理者に、下水処理に影響のない範囲での施設内外の照明の減灯など施設の節電の取組を呼びかける。

(9) 道営住宅

各種広報媒体を活用し入居者への節電を呼びかける。

(10) 道立公園等

各施設の指定管理者に、執務室の節電及び施設利用者への節電啓発について呼びかける。

(11) 通信

事業者に、通信サービスに支障のない範囲での空調機の温度調節や電気機器等の節電などの取組を呼びかける。

(12) 廃棄物処理

一般廃棄物処理施設設置者に、廃棄物処理に支障がない範囲での不要な照明の消灯、機器・設備の停止などの取組を呼びかける。

(13) 各種行政サービス

不要箇所の照明の減灯、パソコン等OA機器の省電力機能の活用、エレベーター稼働台数の削減等夏場において効果があったと考えられる取組について冬期において再度周知徹底を図り節電に取り組む。

(14) 災害・危機対応

本庁舎等の災害拠点施設において災害対応に支障が生じない範囲で次の節電の取組を実施する。

【取組例】

- ・ 執務室照明の減灯
- ・ OA機器等の待機電力の削減等や省電力機能の活用
- ・ その他電気製品（家電製品）の使用抑制

北海道節電・停電対策本部設置要綱

平成30年6月5日
経済部産業振興局環境・エネルギー室

(目的)

第1条 現下の電力需給の状況に対応し、節電・停電対策を一体的に推進するため、節電・停電対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 節電の取組の企画及び推進、施策の総合調整に関すること
- (2) 計画停電を含む停電の回避に向けた施策の推進に関すること
- (3) その他、節電・停電対策の取組に関し必要と認めること

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、対策本部を代表し、事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長のうちから、本部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(運営)

第5条 対策本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 対策本部に、その運営に関し必要な事項を協議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、経済部産業振興局環境・エネルギー室長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、経済部産業振興局環境・エネルギー室参事をもって充てる。
- 5 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会は、幹事長が招集する。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、副幹事長のうちから、幹事長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 8 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 対策本部及び幹事会の庶務は、経済部産業振興局環境・エネルギー室において処理する。

第8条 この北海道節電・停電対策本部は、平成29年7月25日から起算して2年を経過するごとに、電力需給の見通しや電力供給不足に関する政府の対応等を勘案し、北海道節電・停電対策本部の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- この要綱は、平成24年6月29日から施行する。
- この要綱は、平成24年11月9日から施行する。
- この要綱は、平成25年9月24日から施行する。
- この要綱は、平成26年5月7日から施行する。
- この要綱は、平成27年6月15日から施行する。
- この要綱は、平成28年6月10日から施行する。
- この要綱は、平成29年7月25日から施行する。
- この要綱は、平成30年6月5日から施行する。

別表1（第3条関係）

本 部 員	総務部長兼総務部北方領土対策本部長、総合政策部長、環境生活部長、保健福祉部長、経済部長、農政部長、水産林務部長、建設部長、会計管理者兼出納局長、総務部職員監、総務部危機管理監、総合政策部知事室長、総合政策部交通企画監、総合政策部空港戦略推進監、環境生活部アイヌ政策監、保健福祉部少子高齢化対策監、経済部観光振興監、経済部食産業振興監、農政部食の安全推進監、建設部建築企画監、（総合）振興局長、東京事務所長、企業局長、道立病院部長、議会議務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長、教育庁教育部長、警察本部総務部長
-------	---

別表2（第6条関係）

幹 事	総務部総務課長、総務部総務課財産活用担当課長、総務部危機対策局危機対策課長、総合政策部総務課長、総合政策部政策局参事、環境生活部総務課長、環境生活部環境局気候変動対策課長、保健福祉部総務課政策調整担当課長、経済部経済企画局経済企画課長、農政部農政課長、水産林務部総務課企画調整担当課長、建設部建設政策局建設政策課政策調整担当課長、出納局総務課長、（総合）振興局産業振興部長又は産業振興部地域産業担当部長、東京事務所行政課長、企業局総務課長、道立病院局病院経営課長、議会議務局総務課長、監査委員事務局総括監査課長、人事委員会事務局総務審査課長、労働委員会事務局総務審査課長、教育庁総務政策局総務課長、警察本部総務部総務課長
-----	--